



あじさい

12月

吉川市立東中学校

学校だより

令和2年12月1日



生徒数	
1年生	137名
2年生	157名
3年生	140名
合計	434名

〒342-0017
住所 吉川市上笹塚 3-104-1
電話 048-982-0244

「人権」について考える

校長 高橋 始

師走を迎え、日に日に寒さが増しています。ウィンドブレーカーを着用し、マフラーや手袋をして登校する子供たちも多くなってきました。

11月は隣の記事にもある通り、本校の多くの部が県大会に出場しました。選手の活躍する姿を直接応援しようと、できる限り会場に足を運びました。出場種目が多く、連日、県内を飛び回ることになりましたが、地区の代表として堂々と戦う試合を間近に観ることができ、校長として誇らしい気持ちになりました。選手の皆さん、お疲れさまでした。今年度は、入場制限が設けられたために保護者の会場での応援は認められませんでした。残念な思いをされた方も多かったと思いますが、ご理解とご協力に感謝いたします。

さて、12月4日から10日は人権週間です。これは、昭和23年、国際連合で世界の人々の基本的人権を守るために世界人権宣言が採択され、12月10日を世界人権デーと決めました。日本では昭和24年からこの期間を人権週間とし、人権を尊重する意識を高揚させるための活動や人権問題への取り組みが各地で行われます。吉川市でも人権に関する講座やパネル展が開催されるようです。(詳細は「広報よしかわ」をご覧ください。)

学校では、学習指導要領に基づき、【自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること】を目標に人権教育を行っています。本校でも、社会科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間などで、年間を通して障がいのある人や高齢者、児童虐待、同和問題、拉致問題等の人権問題について考える機会を設けています。これらに加え今年度は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見などを取り上げることもありました。そのような中、子供たちにとって身近な人権問題のひとつが「いじめ問題」です。いじめは明らかに人権を侵害する行為で、人として決して許されることではありません。

今年の人権週間のキャッチコピーは、『「誰か」のこと じゃない。』です。東中生には、ぜひこの機会に、「自分がされて嫌なことは、人にしない、言わない!」をキーワードに、「誰か」のことではなく自分自身のこととして考えてほしいと願っています。

「誰か」のこと
じゃない。

第72回
人権週間
12月4日～10日
12月10日は人権デーです。

<法務省人権擁護局
人権週間ポスターより>

東中学校教育目標

自ら考え、進んで実行

吉川市教育大綱

家族を 郷土を 愛し 志を立て 凜として生きてゆく

実りの秋 スポーツも芸術も 大活躍!

11月は、東中学校がスポーツと芸術の両面で大活躍した月でした。まず、新人体育大会兼県民総合スポーツ大会(県大会)に陸上競技部、男女卓球部、男女ハンドボール部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部、女子バドミントン部が出場しました。東中学校において、これだけの部活動が県大会に出場したことは記憶にありません。それだけでも、素晴らしい成果です。しかし、東中学校の躍進は続きます。県大会においても、男子ハンドボール部が3位入賞、女子バレーボール部も県大会ベスト8という結果を残しました。まさに、スポーツ分野における東中学校の大躍進でした。

加えて、芸術分野でも東中学校が活躍しました。3R促進ポスターコンクール全国展で3年生の作品が佳作に入選したのです。環境大臣直筆の賞状、全国で10点しかない入選です。どれだけ、素晴らしいことか分かります。さらに、「家庭の日」ポスターコンクールにおいても、2年生の作品が県のテレビ埼玉特別賞を受賞し、12月1日に知事公舎で県知事から直接賞状を手渡される予定です。このコンクールに関しては、昨年度から2年連続表彰となります。まさに、芸術分野でも大躍進の東中学校です。立冬を過ぎ、季節は冬になっていますが、実りの多かった東中学校でした。



今後の予定

※以下の予定は、現時点でのものであり、感染症拡大の状況によっては、大幅な変更がある場合があります。

12月 (師走)

1日(火) 全校朝会
5日(土) 土曜授業 木の12345
9日(水) 生徒会専門委員会・特設時程
10日(木) 特設時程
11日(金) 3年保護者会中止 水12345
16日(水) 3年東部地区学力テスト
21日(月) 1・2年保護者会中止
4時間授業
22日(火) 大掃除 給食最終日 4時間
授業 火3456
23日(水) 短縮3時間授業
24日(木) 終業式 ふれあいデー
25日(金) 冬季休業日 3年成績通知書
確認日
28日(月) 学校閉庁日
31日(木) 大晦日

1月 (睦月)

1日(金) 元日

7日(木) 始業式
8日(金) 発育測定・3時間授業

11日(月) 成人の日

12日(火) 給食開始
14日(木) 生徒会専門委員会・特設時程
19日(火) 生徒会朝会
22日(金)～24日(日)
私立高校入試中心日
26日(火) 1年生QUテスト
29日(金) 第2期時間割終了

引っ越し・転校について



市外へ転出する場合

- ① 市役所（市民課）で転出手続きをし、『転出入通知書』の交付を受けます。
- ② 在学している学校に『転出入通知書』を提出し、『在籍証明書』と『教科書給与証明書』の交付を受けます。
- ③ 転出先の市町村で転入手続きをしてください。
- ④ 在学している学校から交付された『在籍証明書』と『教科書給与証明書』を転入先学校に提出し、手続きをします。

《転出した後も、学期末まで等の一定期間だけ吉川市立小中学校に通学を希望する場合》
転出手続きの後、教育委員会で『区域外就学願』を申請してください。
ただし、区域外就学期間が終了する時点で、改めて転校の手続きが必要となりますので、教育委員会にご連絡ください。

市内で転居する場合

～まず、住所変更後の通学区域を確認ください～

- ① 引越し後に、市役所（市民課）で転居手続きをし、『転出入通知書』の交付を受けます。
- ② 在学している学校に『転出入通知書』を提出し、『在籍証明書』と『教科書給与証明書』の交付を受けます。
- ③ 指定された転入学校に『転出入通知書』と、在学している学校から交付された『在籍証明書』と『教科書給与証明書』を提出し、転校の手続きをします。

《転居した後も、学期末まで等の一定期間だけ在学する学校に通学を希望する場合》
教育委員会で、指定学校の変更について事前にご相談ください。
指定学校の変更が認められた場合でも、指定学校変更期間が終了する時点で、改めて転校の手続きが必要となりますので、教育委員会にご連絡ください。

- * 通学区域が異なる異動（市内転居・転出）は、原則転校となりますので、必ず事前にご確認ください。
- * 転出や転居の予定がありましたら、まず担任の先生に連絡してください。
- * 住所を変更しても通学区域が変わらない場合は、転校の手続きはありませんが、学校に新住所の連絡をしてください。
- * 市民サービスセンターで転出や転居の手続きをされた場合は、必ず、教育委員会にご連絡ください。（土・日・祝日・国民の休日は除く。）
- * 給食費等の清算を済ませてください。



◇ ご相談や連絡は

○教育委員会学校教育課 TEL 984-3564 FAX 981-5392

新型コロナウイルス感染症を広げないために

『家族がPCR検査を受けたら…』



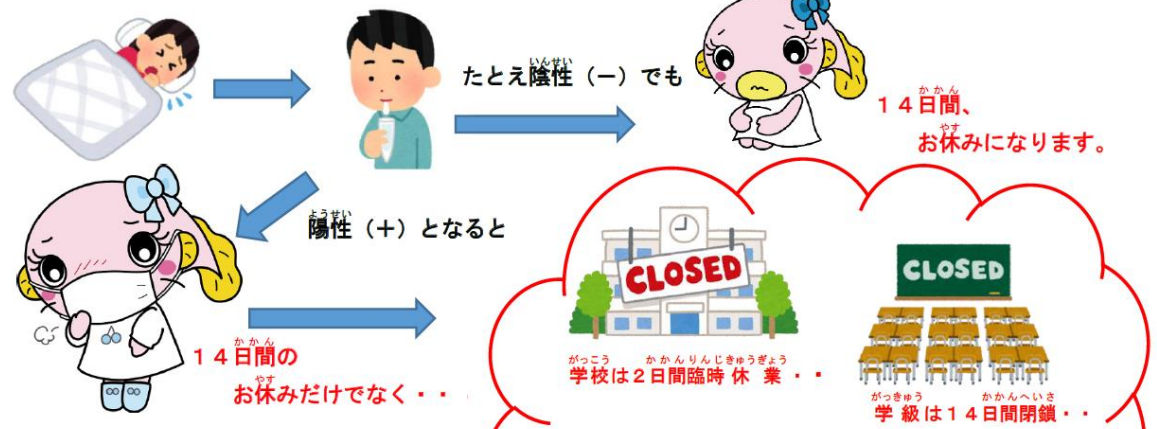
Point 1

熱があったり咳がでたりした時は、無理せず学校を休みましょう。

熱などが下がっても、**2日間程度**はお休みして様子を見ましょう。



『家族が陽性（+）になって自分がPCR検査を受けることになったら…』



Point 2

できるかぎりマスクをつけ、しっかり手洗いをしましょう。

家族がPCR検査を受けることになったらすぐに学校に連絡しましょう。



こんなことがおこる場合もあります。



新型コロナウイルス感染症は誰がかかると可能性のある病気です。
SNSなどで感染についての検索をしたり、感染したお友達や学級のうわさ話を書き込んだりするの、絶対にやめましょう。

